

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年1月6日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 バリー・オドワイヤー
(Barry O'Dwyer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り2 - 4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるワールド・ボンド・ファンド（World Bond Fund）に関して、以下のとおり重要な変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) サブ・ファンドの投資方針および分配方針が以下のとおり変更されます。

(注) 変更箇所には下線を付しております。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

< 訂正前 >

(前略)

サブ・ファンドはC I B Mファンドであり、国外投資者アクセス制度および/またはボンド・コネクトおよび/または関連する規制により随時認められるその他の手段を通じて、中国インターバンク債券市場における中国本土に流通する国内債券に対して総資産の10%を超えて直接的なエクスポージャーを得ることができない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

サブ・ファンドはC I B Mファンドであり、国外投資者アクセス制度および/またはボンド・コネクトおよび/または関連する規制により随時認められるその他の手段を通じて、中国インターバンク債券市場における中国本土に流通する国内債券に対して総資産の20%を超えて直接的なエクスポージャーを得ることができない。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

いずれかの投資戦略および/またはいずれかのサブ・ファンドが「能力限界」となることがある。これは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの投資戦略が、サブ・ファンドについての適切な投資を見出し、またはその既存の投資対象を効率的に運用するため、その能力に影響を及ぼすと運用会社および/または投資顧問会社が判断する規模に達した場合、投資証券の購入制限を行うことが当該サブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの投資主の利益となる場合（一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。）、取締役会がかかる制限により影響を受けるサブ・ファンドの投資証券の購入の制限を決定することができることである。サブ・ファンドがかかる能力限界に達した場合、投資主はその旨を通知され、かかる閉鎖期間中、サブ・ファンドの追加申込みは認められない。投資主は、かかる閉鎖期間中、当該サブ・ファンドからの買戻しを妨げられない。買戻しまたは市場の展開の結果として当該サブ・ファンドが自己の能力限界を下回った場

合(一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。)、取締役会は、その絶対的裁量により、当該サブ・ファンドまたは投資証券のクラスの申込みの受付を一時的または恒久的に再開することができる。特定時点におけるサブ・ファンドの投資証券のこのような購入制限の有無に関する情報は、各地のインベスター・サービング・チームから入手可能である。

(中略)

サブ・ファンドはC I B Mファンドであり、国外投資者アクセス制度および/またはボンド・コネクトおよび/または関連する規制により随時認められるその他の手段を通じて、中国インターバンク債券市場における中国本土に流通する国内債券に対して総資産の10%を超えて直接的なエクスポージャーを得ることができない。

(中略)

欧州議会および理事会の規則(E U) 2016 / 1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

ファンドは、ベンチマーク指数に追随し、またはベンチマーク指数を参照して運用されるサブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドのベンチマーク指数に関する該当するベンチマークの管理者と連携して、ベンチマーク規則に基づき欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)が備える登録簿に当該管理者が記載されていること、または記載される予定であることを確認している。

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、ESMAのウェブサイト(www.esma.europa.eu)において入手可能である。2019年3月25日までに、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載される。

・MSCIリミテッド

ベンチマーク規則登録簿に記載されていないベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則に規定された移行期間に基づきベンチマーク指数の提供を継続する。こうしたベンチマーク管理者は、移行期間が終了する2020年1月1日までに、ベンチマーク規則の要件に従い、ベンチマーク管理者としての認可または登録の申請書を提出することが予想される。運用会社は、ベンチマーク規則登録簿を注視し、変更がある場合には、上記の情報を次の機会に更新する。ファンドは、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合にファンドがとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、ファンドの登録上の事務所において請求に基づき無料で入手可能である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

いずれかの投資戦略および/またはいずれかのサブ・ファンドが「能力限界」となることがある。これは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの投資戦略が、サブ・ファンドについての適切な投資を見出し、またはその既存の投資対象を効率的に運用するため、その能力に影響を及ぼすと運用会社および/または投資顧問会社が判断する規模に達した場合、投資証券の購入制限を行うことが当該サブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの投資主の利益となる場合(一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。)、取締役会がかかる制限により影響を受けるサブ・ファンドの投資証券の購入の制限を決定することができることである。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 1 申込(販売)手続等 海外における販売手続等」を参照のこと。

(中略)

サブ・ファンドはC I B Mファンドであり、国外投資者アクセス制度および/またはボンド・コネクトおよび/または関連する規制により随時認められるその他の手段を通じて、中国インターバンク債券市場における中国本土に流通する国内債券に対して総資産の20%を超えて直接的なエクスポージャーを得ることができない。

(中略)

欧州議会および理事会の規則(E U) 2016 / 1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

ファンドは、ベンチマーク指数に追随し、またはベンチマーク指数を参照して運用されるサブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドのベンチマーク指数に関する該当するベンチマークの管理者と連携して、ベンチマーク規則に基づき欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)が備える登録簿に当該管理者が記載されていること、または記載される予定であることを確認している。

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、ESMAのウェブサイト(www.esma.europa.eu)において入手可能である。2019年9月1日までに、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載される。

- ・MSCIリミテッド
- ・IHSマークイット・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド
- ・ICEデータ・インディシーズLLC
- ・FTSEインターナショナル・リミテッド
- ・S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズLLC
- ・STOXXリミテッド
- ・SIXフィナンシャル・インフォメーション・ノーディックAB

ベンチマーク規則登録簿に記載されていないベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則に規定された移行期間に基づきベンチマーク指数の提供を継続する。こうしたベンチマーク管理者は、移行期間が終了する2020年1月1日までに、ベンチマーク規則の要件に従い、ベンチマーク管理者としての認可または登録の申請書を提出することが予想される。運用会社は、ベンチマーク規則登録簿を注視し、変更がある場合には、上記の情報を次の機会に更新する。ファンドは、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合にファンドがとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、ファンドの登録上の事務所において請求に基づき無料で入手可能である。

(後略)

(3) 分配方針

<訂正前>

(前略)

取締役会の現在の方針は、投資証券のクラス毎に決められる。無分配型投資証券クラスに関しては、すべての純収益を保持し再投資することが現在の方針である。その際、収益は純資産額に留保され、該当クラスの1口当たり純資産価格に反映される。分配型投資証券クラスに関しては、当該期間について純収益を分配する投資証券クラスの費用の控除後または総収益を分配する投資証券クラスの費用控除前にほぼすべての投資収益(利用可能であれば)を分配することが現在の方針である。

(中略)

配当の計算

(中略)

計算方法	
------	--

(中略)

毎月分配型投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が毎月計算される。配当は月末に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。
安定分配型投資証券	配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の予想総収益に基づき、当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月計算され、投資主に分配される。

金利差分配型 投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の通貨ヘッジクラス投資証券から生じる予想総収益および金利差に基づき当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目的として、取締役会の裁量により計算される。</p> <p>取締役会の裁量により、元本、純未実現および純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。通貨ヘッジクラス投資証券から生じる金利差の分配金計算への算入は、元本またはキャピタル・ゲインからの分配とみなされる。</p> <p>配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月計算され、投資主に分配される。</p>
毎四半期分配型 投資証券	<p>費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が四半期毎に計算される。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。</p>
毎年分配型 投資証券	<p>費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が毎年計算される。</p> <p>配当は年度末に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。</p>
基準額以上分配 型投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に計算され、投資主に分配される。</p>

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

取締役会の現在の方針は、サブ・ファンドおよび投資証券のクラス毎に決められる。無分配型投資証券クラスに関しては、すべての純収益を保持し再投資することが現在の方針である。その際、収益は純資産額に留保され、該当クラスの1口当たり純資産価格に反映される。分配型投資証券クラスに関しては、該当期間について純収益を分配する投資証券クラスの費用の控除後または総収益を分配する投資証券クラスの費用控除前にほぼすべての投資収益（利用可能であれば）を分配することが現在の方針である。

(中略)

配当の計算

(中略)

計算方法

(中略)

毎月分配型 投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が(各暦月の最終営業日に)毎月計算される。 配当は月末に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。
安定分配型 投資証券	配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の予想総収益に基づき、当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。 配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月(各暦月の最終営業日に)計算され、投資主に分配される。
金利差分配型 投資証券	配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の通貨ヘッジクラス投資証券から生じる予想総収益および金利差に基づき当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目的として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。通貨ヘッジクラス投資証券から生じる金利差の分配金計算への算入は、元本またはキャピタル・ゲインからの分配とみなされる。 配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月(各暦月の最終営業日に)計算され、投資主に分配される。
毎四半期分配型 投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が四半期毎に計算される。 配当は、公表日に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。
毎年分配型 投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が毎年(各会計年度の最終営業日に)計算される。 配当は年度末に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。
基準額以上分配型 投資証券	配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。 配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることがある。 配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に(各暦四半期の最終営業日に)計算され、投資主に分配される。

(後略)

(2) 当該変更の年月日

2019年12月31日